

安倍晋三首相が靖国神社に参拝しないことを求めます

内閣総理大臣 安倍晋三様

2006年11月16日

日本バプテスト連盟第52回定期総会

私たち日本バプテスト連盟第52回定期総会は、それぞれに関連し合う、以下の三つの理由により、貴職が今後靖国神社に参拝しないことを求めます。

私たちのキリスト教信仰に基づく理由

聖書が示す神さまは全世界の平和を望み（イザヤ 9:5）、そして同時に個々人の魂を尊重される方です（イザヤ 43:1 - 4）。この神さまの意志はイエス・キリストにおいて、完全に現されました。イエス・キリストは、貧しい者たち一人一人の隣人・永遠の友となり（マルコ 1:40 ほか）、そして十字架上で敵をも愛する慈愛のために殺され（ローマ 5:6 - 11）、復活され全世界の平和のために再び来つつあります（黙示録 21:1 - 4）。

イエス・キリストは私たち信者に、全ての人を愛するように、特に傷つき倒れている人の隣人となるように（マタイ 5:43 - 48、ルカ 10:25 - 37）、そして平和を造り出す者となるように（マタイ 5:9）、常に聖霊によって促しています。

首相の靖国神社参拝は、国内外の戦争被害者たち一人一人の魂を傷つける行為です。そして、日本の国の戦争責任を曖昧にし、結果として北東アジアの平和を脅かすこととなります。ですから、私たちは隣人愛と平和に根ざすキリスト教信仰に基づいて、貴職が靖国神社に参拝しないことを求めます。

私たちの教派・バプテストの伝統に基づく理由

私たちの教派・バプテストは新教の流れを汲みます。十七世紀英国に登場し、信教の自由・政教分離原則という考え方を近代の欧米で発展させることに貢献しました。その伝統

に従って、日本バプテスト連盟に加盟している諸教会は、「良心の主はイエス・キリストだけである」ということを謳う『日本バプテスト連盟信仰宣言』を共有しています。

このバプテスト派の伝統に基づいて、民族主義が国内外に高まる中であっても、私たちは自らの良心の主イエス・キリストにのみ従って、貴職が靖国神社に参拝しないことを求めます。

日本国憲法に基づく理由

上記の理由から明らかなように、日本国憲法の第 19 条「良心の自由」、第 20 条「信教の自由」、第 89 条「政教分離の原則」は、欧米の人権思想の発展の延長線上にあり、その源にはキリスト教とバプテスト派の伝統があります。そして、日本国憲法においては、これらの条項が侵略戦争への反省、侵略戦争を推進させた政教一致の軍国体制への反省から生まれたということが、重要です。つまり、憲法前文・第 9 条の明記する平和主義と、良心の自由・信教の自由・政教分離原則は切り離すことができない問題なのです。国家神道に組み込まれていた靖国神社は、正に侵略戦争を推進させるための道具でした。

最高法規である憲法を守る義務は、国民にではなく政府にあります（日本国憲法第 99 条）。一宗教法人である靖国神社に首相が参拝することは、憲法第 20 条・第 89 条・第 99 条に違反します。その行為は、第 19 条で保障されている人権、靖国神社に合祀されたくない人々の良心の自由を侵しています。さらに憲法前文・第 9 条にある平和主義の精神を軽視する行為です。

このような憲法に関する認識に基づいて、私たちは貴職が靖国神社に参拝しないことを求めます。

私たちは貴職が個々人の人権を尊重する平和を国内外で造り出すことができるようにと、私たちの神さまに祈っています。